

平成 28 年度

包括外部監査結果報告書  
【概要版】

テーマ

県有施設の運営及び維持管理について

平成 28 年度

広島県包括外部監査人

和 泉 年 昭



# 目次

<b>第1 包括外部監査の概要</b> .....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	1
4. 監査対象機関.....	1
5. 監査対象期間.....	1
6. 監査要点.....	1
7. 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者の資格及び氏名.....	1
<b>第2 広島県県有施設の概要</b> .....	2
1. 広島県における建設物等の現状 [本文5頁～].....	2
（1）人口減少と少子高齢化について [本文11頁～].....	3
（2）課題 [本文12頁～].....	3
2. 公共施設等を取り巻く問題に対する広島県の取組.....	4
（1）広島県公共施設等マネジメント方策の推進体制 [本文17頁～].....	4
（2）広島県公共施設等マネジメント方策で掲げられている目標 [本文18頁～].....	4
（3）個別施設計画のタイムスケジュール [本文19頁～].....	4
3. 固定資産台帳の活用 [本文20頁～].....	5
<b>第3 全般的事項に関する意見</b> [本文22頁～].....	6
1. 全庁的施設統括部署の設置.....	6
2. エリアごとの定型区分別スペース情報の開示.....	6
3. 評価制度の新設.....	6
4. 備品の管理について.....	6
<b>第4 各施設の状況</b> .....	7
1. 広島県総合グラウンド（コカ・コーラウエスト広島総合グラウンド）.....	7
（1）施設の概要 [本文25頁～].....	7
（2）施設の状況について [本文28頁～].....	7
2. 広島県立総合体育館（広島グリーンアリーナ）.....	8
（1）施設の概要 [本文31頁～].....	8
（2）施設の利用状況 [本文32頁～].....	8
（3）施設の状況について [本文34頁～].....	8
3. 広島県立広島国際協力センター.....	10
（1）施設の概要 [本文37頁～].....	10
（2）施設の利用状況 [本文39頁～].....	10
4. 広島県民文化センター.....	11
（1）施設の概要 [本文43頁～].....	11
（2）施設の状況について [本文46頁～].....	11
5. 広島県民文化センターふくやま.....	12
（1）施設の概要 [本文48頁～].....	12
（2）施設の利用状況 [本文49頁～].....	12
（3）施設の状況について [本文50頁～].....	12
6. 広島県立文化芸術ホール（上野学園ホール）.....	13
（1）施設の概要 [本文52頁～].....	13
（2）施設の状況について [本文55頁～].....	13
7. 広島県立美術館.....	14
（1）施設の概要 [本文58頁～].....	14
（2）施設の状況について [本文60頁～].....	14
8. 広島県立中央森林公園（公園センター等地区）.....	15
（1）施設の概要 [本文62頁～].....	15
（2）施設の状況について [本文64頁～].....	15

9. 広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）	16
(1) 施設の概要 [本文 67 頁～]	16
(2) 施設の状態について [本文 69 頁～]	16
10. 広島県健康福祉センター	17
(1) 施設の概要 [本文 72 頁～]	17
(2) 利用状況・提供可能スペースの情報開示(当センター総括) [本文 80 頁～]	17
11. 広島県立広島がん高精度放射線治療センター	18
(1) 施設の概要 [本文 82 頁～]	18
(2) 施設設置までの経緯 [本文 85 頁～]	18
(3) センター建築の形態 [本文 87 頁～]	18
(4) 合築の必然性の検討 [本文 89 頁～]	18
(5) 合築の経済合理性の検討 [本文 91 頁～]	19
(6) 収支計画及び設備投資計画 [本文 93 頁～]	19
(7) 備品台帳の整備・管理状況 [本文 95 頁～]	19
(8) 広島がん高精度放射線治療センター総括 [本文 96 頁～]	19
12. 広島県立障害者リハビリテーションセンター	20
(1) 施設の概要 [本文 97 頁～]	20
(2) 施設の利用状況 [本文 98 頁～]	20
(3) 高次脳機能センター [本文 102 頁～]	20
(4) 若草療育園 [本文 106 頁～]	21
(5) スポーツ交流センター [本文 111 頁～]	21
13. 広島県立福山若草園	22
(1) 施設の概要 [本文 114 頁～]	22
(2) 施設の利用状況 [本文 115 頁～]	22
(3) 福山若草療育園 [本文 118 頁～]	22
14. 広島県立障害者療育支援センター	23
(1) 施設の概要 [本文 121 頁～]	23
(2) 施設の利用状況 [本文 122 頁～]	23
(3) わかば療育園 [本文 125 頁～]	23
【障害者関連施設総括】 [本文 128 頁～]	24
15. 県営住宅	25
(1) 施設の概要 [本文 130 頁～]	25
(2) 制度目的に適った運用について [本文 142 頁～]	25
(3) 適法かつ公正な運用について [本文 148 頁～]	26
(4) 有効利用の視点について [本文 153 頁～]	28
(5) 適切な統廃合計画の策定及び実施について [本文 159 頁～]	29
(6) 県営住宅総括 [本文 164 頁～]	29
16. 職員公舎	30
(1) 施設の概要 [本文 166 頁～]	30
(2) 施設の利用状況 [本文 166 頁～]	30
(3) 耐震化の状況 [本文 172 頁～]	30
(4) 職員公舎総括 [本文 172 頁～]	30
<b>第5 総括</b> [本文 184 頁～]	<b>31</b>

(注) 当報告書は概要版であり、[本文〇〇頁～]は、包括外部監査結果報告書の参照頁を示している。

## 第 1 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

県有施設の運営及び維持管理について

### 3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

人口減少社会を迎えることに加えて、子供の数が減り、高齢者が増えるというこれまでとは異なった人口構造を持つ社会となっていくなか、施設を利用する人も減り、利用する人も変わってくるものとなる。

高度経済成長の時代からこれまで各自治体では住民サービス向上のため、公共施設を計画的に整備してきたが、老朽化が進んでいくなか、今後、施設の大規模修繕、更新の時期を迎えることになる。

少子高齢化の進行は、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少を伴うものと懸念されており、多額の財政負担を強いる公共施設の適切なマネジメントは喫緊の課題となっている。

そのような背景を踏まえ、県有施設の運営及び維持管理について検証していく意義は大きいものと判断し、特定の事件として選定した。

### 4. 監査対象機関

土木建築局、健康福祉局、企業局、教育委員会、環境県民局、地域政策局、病院事業局、総務局

### 5. 監査対象期間

原則として、平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日）を対象とし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とする。

### 6. 監査要点

- (1) 県有施設の運営及び維持管理に関する財務事務の執行及び事業の管理が関係法令及び内部規則に従って実施されているか
- (2) 県有施設の運営及び維持管理に関する財務事務の執行及び事業の管理が経済性、有効性及び効率性の観点から適切に実施されているか
- (3) 事業の見直し、モニタリングは十分に行われているか

### 7. 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者の資格及び氏名

包括外部監査人 公認会計士 和泉 年昭

補助者 弁護士 水谷 耕平

税理士 朝長 慎弥

公認会計士 竹本 辰三

公認会計士 井上 芳紀

公認会計士 黒田 篤史

## 第2 広島県県有施設の概要

### 1. 広島県における建設物等の現状 [本文5頁～]

広島県において、財産台帳に登録されている県有の土地は約5,523万㎡であり、割合的に最も多いのは公園の土地(44%)である。また、財産台帳に登録されている県有の建物は約8,500棟、延床面積約356万㎡であり、割合的に最も多いのは学校(35%)であり、続いて県営住宅(29%)である。

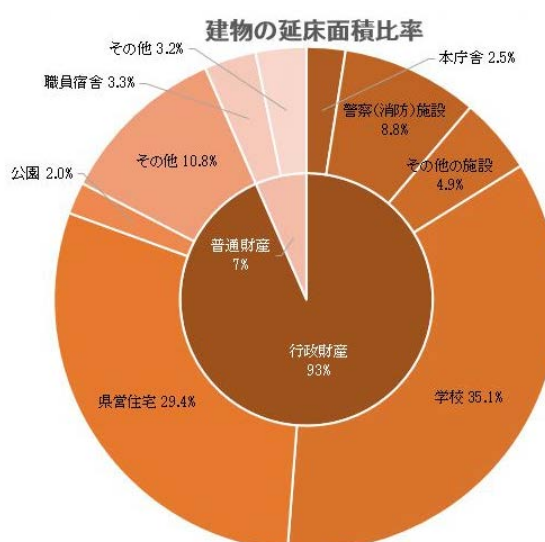
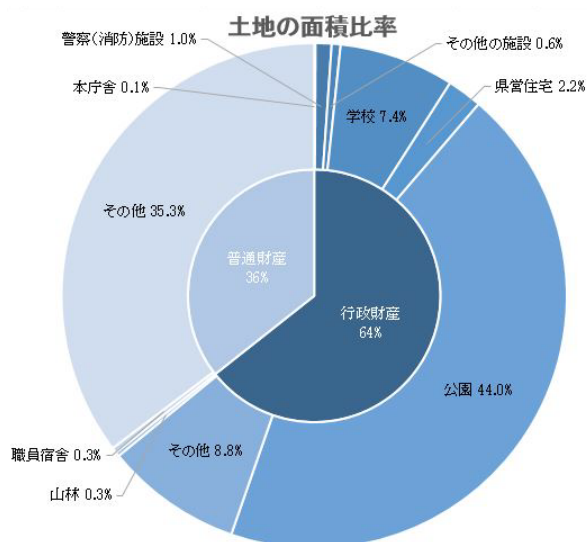
建築物のうち多くの建物が昭和40年代から50年代に建築されており、約4,700棟(55%)、延床面積約213万㎡が築後30年以上経過し、老朽化が進んでいる。

耐震化の状況については、「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」(総務省調査)によると、平成25年3月31日現在、調査対象である非木造2階建以上又は200㎡超の県有施設の耐震化率は70.3%であり、県営住宅は98.0%と高いものの、全体では全国平均の83.8%を大きく下回り、47都道府県中44位という低い水準にとどまっている。

#### 財産台帳登録財産

平成26年3月末時点

分類	区分	土地		建物		
		㎡	棟	㎡	㎡	
行政財産	本庁舎	47,186.43	18	88,525.99		
	その他の行政機関	警察(消防)施設	564,392.82	1,418	312,034.16	
		その他の施設	312,655.66	254	174,398.64	
	公共用財産	学校	4,072,075.22	2,752	1,250,310.43	
		県営住宅	1,236,086.54	2,180	1,046,384.34	
		公園	24,325,225.57	502	73,011.04	
		その他	4,835,888.86	602	386,182.31	
	山林	147,213.99	-	-		
小計	35,540,725.09	7,726	3,330,846.91			
普通財産	職員宿舎	193,249.62	482	118,217.80		
	その他	19,492,968.17	278	115,491.55		
	小計	19,686,217.79	760	233,709.35		
合計	55,226,942.88	8,486	3,564,556.26			



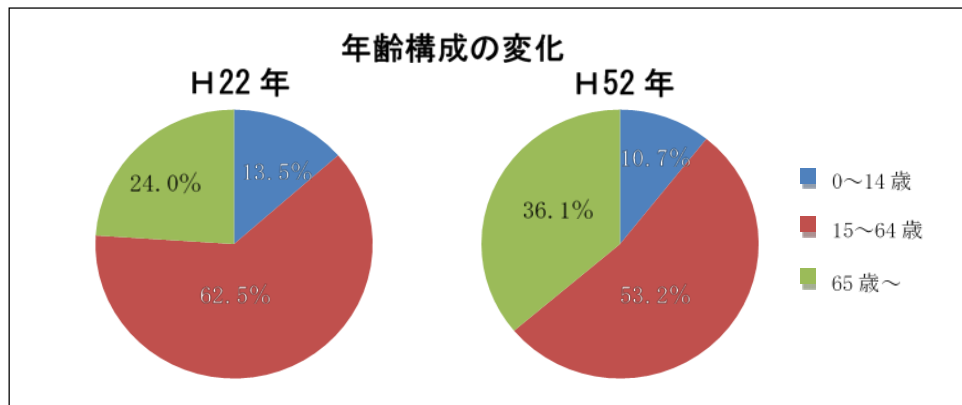
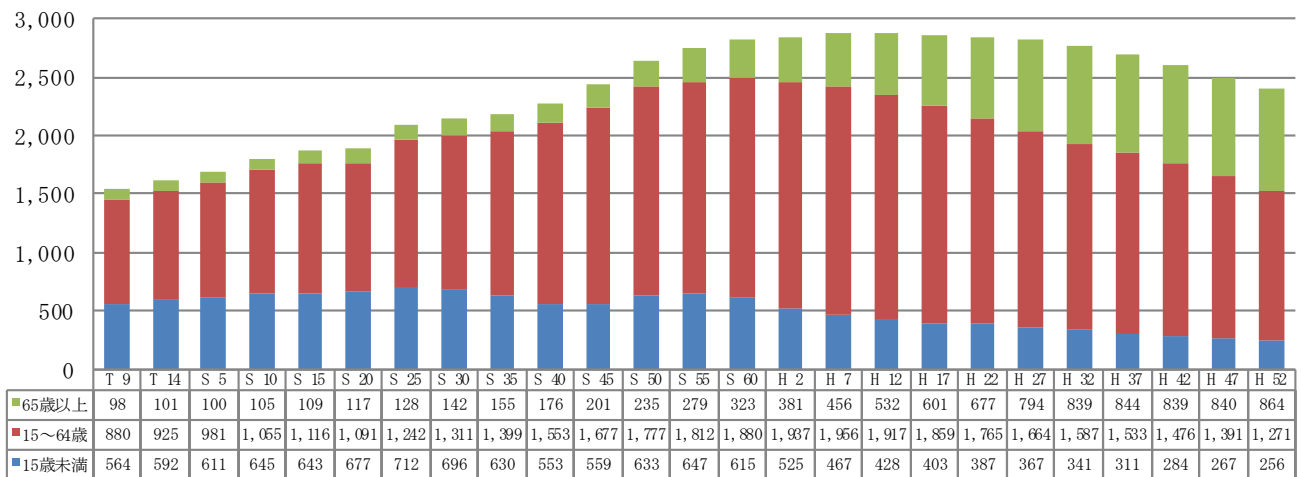
(出典：広島県「広島県公共施設等マネジメント方策」3頁)

(1) 人口減少と少子高齢化について [本文 11 頁～]

国立社会保障・人口問題研究所公表の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、広島県の人口は平成 52 年には平成 22 年比で約 47 万人（16.4%）減少し約 239 万人となることが見込まれている。

年齢別で見ると、14 歳以下の年少人口が約 13 万人（34%）減少し、15 歳から 64 歳の生産年齢人口が約 52 万人（29%）減少する一方、65 歳以上の老年人口が約 18 万人（26%）増加し、少子高齢化が一層進んでいく見込みであり、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が懸念される。

広島県の人口推移・推計



(出典：「広島県公共施設等マネジメント方策」 6 頁を基に作成)

(2) 課題 [本文 12 頁～]

広島県公共施設等マネジメント方策によると、広島県は施設保有量が膨大で、建築時期が昭和 40 年代から 50 年代に集中していることから、大規模改修や更新（建替）の時期が近い将来、集中して到来する。

また、東日本大震災を契機に、公共施設の防災拠点性が重視されており、これらの耐震化が急務であるにもかかわらず、耐震性の確認・確保がされていない施設が多数存在している。

これらの施設を現状の保有量のままで、改修や更新などを行う場合、膨大な財政負担が伴うこととなる。

## 2. 公共施設等を取り巻く問題に対する広島県の取組

### (1) 広島県公共施設等マネジメント方策の推進体制 [本文 17 頁～]

広島県では公共施設マネジメント方策を推進していくために、庁舎、警察施設、学校、県営住宅、職員宿舎、その他の施設といった施設類型ごとに施設総量の最適化及び耐震性等の具体的な取組や数値目標を定めた個別施設計画を策定していくものとしている。そのための推進体制として広島県公共施設等マネジメント方策において以下のように定めている。

#### 推進体制

全ての組織、機関が共通認識のもとに県有施設の最適化などの取組を推進するため、各局の幹事課長及び関係課長による県有施設利活用推進会議を設置し、部局間の利用調整その他の総合調整を行います。

個別施設計画の策定に当たっては、県有施設利活用推進会議での調整を行い、経営戦略会議に諮ります。

(出典：「広島県公共施設等マネジメント方策」24 頁)

#### (意見)

スピード感をもって、人口減少社会に向けて的確に公共施設等のマネジメントを行っていくためには、一定の尺度により測定した結果をもって、県有施設の利活用（新規投資も含む）を一元的に推進していくべきであり、部局間の利用調整を行う会議の設置のみでなく、全庁的な施設運営について企画、立案、マネジメント（各部局の施設の有用性測定を含む）を能動的に推進・検討する部署を設置すべきである。

### (2) 広島県公共施設等マネジメント方策で掲げられている目標 [本文 18 頁～]

「庁舎総合管理方針」においては、施設総量について下記のように記載されている。

建物の集約を実施し、ライフサイクルコストを軽減・平準化しつつ、耐震化及び長寿命化を図ることを目標とし、対象庁舎の延床面積を 9 割程度にすることを念頭におき、効率的な庁舎の適正管理に取り組みます。

(出典：「庁舎総合管理方針」3 頁)

#### (意見)

「念頭におき」などという目標の達成に関して責任の所在が不明確になるような表現は望ましくない。

### (3) 個別施設計画のタイムスケジュール [本文 19 頁～]

先述した個別施設計画とは、広島県公共施設等マネジメント方策において、取組の推進のために施設類型（庁舎、警察施設、学校、県営住宅、職員宿舎、その他の施設）ごとに施設総量の最適化及び耐震性等の確保と長寿命化についての具体的な取組や数値目標を定めた計画である。平成 28 年 3 月に策定された個別施設計画である「庁舎総合管理方針」には、計画を遂行していくタイムスケジュールが記載されていない。また、タイトルも〇〇方針とあり、個別施設計画として完成しているものとは思われず、内容を見てもこれから建物ごとに分析を行っていく方針が示さ



れている段階で終わっている。

(意見)

いつまでに行うべきかタイムスケジュールについて明確にすべきであり、今後策定していく他の個別施設計画の策定においても周知すべきである。

また、庁舎総合管理方針に従って、今後どの庁舎が「維持」、「再生」、「転用」、「更新」、「売却等」されていくか具体的に示した計画を策定したうえで、個別施設計画の策定を完了したものとすべきである。今後策定していく個別施設計画についても同様である。

### 3. 固定資産台帳の活用 [本文 20 頁～]

総務省発出のQ & A集にも示されているように、固定資産台帳の整備は、公共施設マネジメントの基礎資料となるべきものであり、現行の基準モデルに基づく固定資産台帳は、施設ごとの区分などの属性に関する情報が整備されていないため、公共施設マネジメントの推進のための基礎資料として十分なものとなっていない。

(意見)

固定資産台帳は根源となる重要な基礎資料・データベースであり、公共施設マネジメントへの利活用に向けて早期の対応・態勢構築が望まれる。

また、開示情報を身近に感じられるものとして示していくことで、県民からより多くの意見が寄せられるような仕組みを検討していくことも今後の検討課題といえる。

### 第3 全般的事項に関する意見 [本文 22 頁～]

県有施設の運営及び維持管理方法について監査した結果、全体を通して、あるいは各事業に共通する事項として、以下の内容があげられる。

#### 1. 全庁的施設統括部署の設置

(意見)

ファシリティマネジメントを効果的に実施するためには抜本的な取組が必要。

施設総量の最適化を目指すには、部局間において調整を図るのではなく、全庁的に俯瞰できる部署を設けて一元的な取組を行っていくべきである。

#### 2. エリアごとの定型区分別スペース情報の開示

(意見)

「賢く使う」というという観点から、似通った施設はできるだけ一時的転用、相互利用を促進すべきである。

(意見)

各施設のスペースについて、どういう利用ができるスペースか定型区分を行ったうえで、データベース化し、部局を超えて集約した情報を地域・エリアごとに開示し、相互利用を促進したうえで最適供給量を算定して施設総量に関する情報を早期に県民に開示していくべきである。

#### 3. 評価制度の新設

(意見)

既存施設の有効活用の取組（例えば県営住宅・職員公舎の空室を福祉介護施設・児童養護施設などへの改修・転用）について、これまでになかったような組織評価・人事評価を行うといった評価制度を新設していくなど組織構成員のインセンティブが働くような仕組みを検討されたい。

#### 4. 備品の管理について

(意見)

現場視察を行ったところでは、現物に備品ラベルが貼付されているが、備品台帳上には載っていない、5万円以上10万円未満の物品であるが備品一覧リストに残っているという状況が、いくつかの施設で見られた。

また、同じ種類の物品であるが、備品台帳に登録されている物とされていない物という、扱いが異なるものが生じているが、同種同等の物で管理方法が変わるのは適切な管理方法とは言い難い。備品台帳に登録されていない備品を洗い出して、登録を図る必要があると考える。

#### 【指摘】

美術館以外の多くの施設でも絵画等の美術品は展示されていたが、美術品台帳を作成されている状況は見られず、複合施設で展示されている美術品などの所有が不明確な施設も見受けられた。

## 第4 各施設の状況

### 1. 広島県総合グラウンド（コカ・コーラウエスト広島総合グラウンド）

#### （1）施設の概要 [本文 25 頁～]

担当課	教育委員会事務局 スポーツ振興課
所在地	広島市西区観音新町二丁目 11 番 124 号
設置目的	スポーツの普及発展と県民の体位の向上を図る
施設・設備	メインスタジアム、野球場、ラグビー場、補助競技場、運動場、トレーニング室、会議室 6 室
規模	メインスタジアム：27,419 m <sup>2</sup> 野球場：20,077 m <sup>2</sup> ラグビー場：12,505 m <sup>2</sup> 補助競技場：12,089 m <sup>2</sup>
竣工年 経過年数	メインスタジアム：昭和 41 年（50 年経過） 野球場：昭和 62 年 （29 年経過） ラグビー場：平成 6 年（22 年経過）
総工事費用	メインスタジアム（平成 4 年全面改修）：20 億円 野球場（昭和 62 年全面改修）：3 億円 ラグビー場（平成 6 年全面改修）：3 億円

昭和 16 年（1941 年）に開場以降、改修を重ね、身近なスポーツ施設として、また健康増進やスポーツ振興の場として利用されている。

#### （2）施設の状況について [本文 28 頁～]

メインスタジアム、野球場、ラグビー場はいずれも、竣工から 20 年以上経過しており、メインスタジアムの外壁のひび割れ、ラグビー場の手摺の錆びつき、野球場観客席の床割れなど、修繕が必要と考えられる箇所が目立つ。

##### ア. 長期保全計画書の内容について

現況施設の支障箇所を考慮して長期保全を行うために、平成 20 年度に長期保全計画書を作成しており、それによると平成 20 年度（2008 年）から平成 70 年度（2058 年）までに累計で 3,222,107 千円の支出を要すると試算している。

平成 27 年度までに 1,230,600 千円の支出を計画しているが、実際に行われた長期保全に係る支出は 513,430 千円と乖離が生じている状況である。

##### （意見）

計画的な修繕を実施して、建物の長寿命化を図るために長期保全計画書を作成したものの、計画と実績との間で著しい乖離が生じている。施設の将来を見据えて、維持すべき機能と削減すべき機能を分類し、優先順位を再整理するための議論などに、もっと長期保全計画書を活用すべきである。

##### イ. 備品の管理状況について

備品台帳と現物の照合作業を行ったところ、備品ラベルの添付が不十分、物置が 1 台備品台帳に記載されていないなど不適切な処理が見受けられた。

##### 【指摘】

「広島県物品管理規則」、会計管理部が定める「物品マニュアル」に準拠して、適切な管理を実施する必要がある。

## 2. 広島県立総合体育館（広島グリーンアリーナ）

### （1）施設の概要 [本文 31 頁～]

担当課	教育委員会事務局 スポーツ振興課
所在地	広島市中区基町 4 番 1 号
設置目的	体育その他一般の利用に供する
施設・設備	大アリーナ 小アリーナ 武道館 弓道場 健康・体力サポートセンター、フィットネスプラザ、会議室、スポーツ情報センター、レストラン、売店、駐車場 等
規模・構造	敷地面積 30,865 m <sup>2</sup> 、建築面積 10,300 m <sup>2</sup> 、延床面積 50,079 m <sup>2</sup> 地上 3 階 地下 2 階、鉄筋コンクリート造（一部、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造）
竣工年 経過年数	平成 5 年（23 年経過）
総工事費用	356 億円

平成 6 年（1994 年）のアジア競技大会、平成 8 年（1996 年）の国民体育大会の開催を見通し、既存施設から全面改修（建替）し、広島県の体育、スポーツに関する中核的な役割を果たす施設として整備した。

### （2）施設の利用状況 [本文 32 頁～]

大アリーナは、中四国地方で唯一 1 万人以上収容できる屋内ホールであるため、コンサート利用される機会が多い。但し、広島県は指定管理者との間の協定書において、アマチュアスポーツの利用を確保するため、大アリーナ、小アリーナの開館日数に占める有料興行（コンサート、ショー等）日数の割合は、それぞれ、10%未満、2%未満と定めて、これを超えることは認めていない。そのため、コンサート利用などの申込があっても断っている事案が発生している。

#### （意見）

スポーツ振興に有料興行日数の制限があることで、利用料金収入を上げる機会を失っているといえる。

現在のニーズを考慮し、見直しを検討する必要があると考える。

### （3）施設の状態について [本文 34 頁～]

#### ア. 長期保全計画書の内容について

現況施設の支障箇所を考慮して長期保全を行うために、平成 20 年度に教育委員会事務局スポーツ振興課において、長期保全計画書を作成しており、それによると平成 20 年度（2008 年）から平成 70 年（2058 年）までに累計で 36,186,301 千円の支出を要すると試算している。

平成 27 年度までに 7,969,011 千円の支出を計画しているが、実際に行われた長期保全に係る支出は 484,623 千円と乖離が生じている状況である。

#### （意見）

計画的な修繕を実施して、建物の長寿命化を図るために長期保全計画書を作成したものの、計画と実績との間で著しい乖離が生じている。施設の将来を見

据えて、維持すべき機能と削減すべき機能を分類し、優先順位を再整理するための議論などに、もっと長期保全計画書を活用すべきであるとする。

イ. 備品の管理状況について

施設内を視察し、備品の管理、保全状況を確認するとともに、備品台帳と現物の照合作業を行ったところ、備品台帳に載っていないものがいくつかあるなどの不適切な処理が見受けられた。

**【指摘】**

「広島県物品管理規則」、会計管理部が定める「物品マニュアル」に準拠して、適切な管理を実施する必要がある。

### 3. 広島県立広島国際協力センター

#### (1) 施設の概要 [本文 37 頁～]

担当課	地域政策局 国際課
所在地	東広島市鏡山三丁目 3 - 1
設置目的	国際人材の養成、県民の国際化及び国際協力の推進
施設・設備	大研修室 1 室、中研修室 5 室、小研修室 6 室、クッキング交流室 1 室、宿泊室 73 室、体育館、NGO 交流室、情報センター・図書室
規模・構造	延床面積 12,137 m <sup>2</sup> (県持分 7,364 m <sup>2</sup> ) A 棟 (エントランス棟) : 地上 3 階、鉄骨鉄筋コンクリート造 B 棟 (宿泊棟) : 地上 7 階、鉄骨鉄筋コンクリート造 C 棟 (広島県管理・研修棟) : 地上 3 階、鉄筋コンクリート造 D 棟 (体育館) : 平屋建、鉄筋コンクリート造
竣工年 経過年数	平成 9 年 (19 年経過)
総工事費用	47 億円

独立行政法人国際協力機構中国国際センターと一体化した複合施設、「ひろしま国際プラザ」として平成 9 年 (1997 年) に設立された。

#### (2) 施設の利用状況 [本文 39 頁～]

各施設の稼働率

	部屋数×日数	宿泊室利用実数	入館率
宿泊室 (県棟 73 室)	26,645 室	11,407 室	42.7%

	開場日数	利用日数	稼働率
201 研修室	359 日	104 日	28.9%
202 研修室	359 日	79 日	21.9%
203 研修室	359 日	22 日	6.1%
204 研修室	359 日	104 日	28.9%
205 研修室	359 日	13 日	3.6%
206 研修室	359 日	51 日	14.2%
301 研修室	359 日	63 日	17.5%
302 研修室	359 日	64 日	17.8%
303 研修室	359 日	110 日	30.6%
304 研修室	359 日	61 日	16.9%
305 研修室	359 日	64 日	17.8%
306 研修室	359 日	125 日	34.7%
クッキング交流室	359 日	57 日	15.8%

(意見)

12 の研修室、73 の宿泊室を保有し、年末年始以外は開業しているが、多くの研修室の稼働率が 30% にも満たない状況であり、十分に活用されているとはいえない状況である。活動内容と状況を県民に広く伝え、施設の利用を促すように働きかける必要があると考える。

#### 4. 広島県民文化センター

##### (1) 施設の概要 [本文 43 頁～]

担当課	環境県民局 文化芸術課
所在地	広島市中区大手町1丁目5-3
設置目的	県民の文化の振興に資する
施設・設備	ホール(530席)、展示室(3室)、練習室(3室)、楽屋(4室)、 駐車場(36台)
規模・構造	敷地面積 3,236 m <sup>2</sup> 、建築面積 2,421 m <sup>2</sup> 、延床面積 14,821 m <sup>2</sup> 地上9階、地下2階 鉄骨鉄筋コンクリート造
竣工年 経過年数	昭和60年1月(31年経過)
総工事費用	62億53百万円(うち広島県負担額48億67百万円)

コンサートや展示会などの芸術文化活動、地域コミュニティ活動などに利用できるホール、ギャラリー機能を備えた多目的複合文化施設として昭和60年(1985年)3月に開館した。

敷地面積の制約と周辺類似施設との調和などを勘案し、530席の中ホールと付帯設備として練習室、展示室、研修室を併設し、各種民間グループの活動やコミュニティ研修の場として、低廉な料金で利用され、県民自ら実践する文化活動が育つ施設となることを目指して建設された。

##### (2) 施設の状況について [本文 46 頁～]

###### ア. 長期保全計画書の内容について

現況施設の支障箇所を考慮して長期保全を行うために、平成22年度に環境県民局文化芸術課において長期保全計画書を作成しており、それによると平成22年度(2010年)から平成27年度(2015年)までの計画当初6年間に工事金額2,583,460千円を要するという結果となっているが、実際に修繕を行った金額は221,219千円であり、大きな乖離が生じている。

###### (意見)

計画的な修繕を実施して、建物の長寿命化を図るために長期保全計画書を作成したものの、計画と実績との間で著しい乖離が生じている。施設の将来を見据えて、維持すべき機能と削減すべき機能を分類し、優先順位を再整理するための議論などに、もっと長期保全計画書を活用すべきであるとする。

###### イ. 備品の管理状況について

施設内を視察し、備品の管理、保全状況を確認するとともに、備品台帳と現物の照合作業を行ったところ、概ね備品台帳の記録と現物を照合することができたが、備品ラベルが貼付されていない備品がいくつか見られた。録音機器が設置されているが、性能、規格とも旧式化して、以前より一切使用をしていない状態にあった。

###### (意見)

「広島県物品管理規則」、会計管理部が定める「物品マニュアル」に準拠して適切な管理を実施する必要がある。

## 5. 広島県民文化センターふくやま

### (1) 施設の概要 [本文 48 頁～]

担当課	環境県民局 文化芸術課
所在地	福山市東桜町 1-21
設置目的	県民の文化の振興に資する
施設・設備	ホール (530 席)、練習室 (2 室)、文化交流室 (1 室)、楽屋 (4 室)
規模・構造	敷地面積 1,541 m <sup>2</sup> 、建築面積 1,466 m <sup>2</sup> 、延床面積 5,249 m <sup>2</sup> 地上 4 階 地下 1 階 鉄骨鉄筋コンクリート造
竣工年 経過年数	平成 3 年 (25 年経過)
総工事費用	55 億円 (うち、25 億円が広島県の負担)

福山東警察署の跡地に、県東部地域における芸術文化振興の拠点として、広島県で初めての土地信託方式による民間との複合施設を平成 3 年 (1991 年) に開館した。建設方法としては、敷地を二分化し、県民文化センターは広島県で建設し、残りの部分に信託銀行が賃借ビルの建設を行った。

### (2) 施設の利用状況 [本文 49 頁～]

#### ホール利用率の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
目標値	57.1%	59.2%	53.0%	58.0%	63.2%
実績値	49.6%	53.9%	53.9%	51.1%	54.9%
達成率	86.9%	91.0%	101.7%	88.1%	86.9%

指定管理者は、施設の利用状況に関する目標指標としてホール利用率を定め、利用者アンケートの要望や施設利用者から直接聴き取りした要望を考慮し、利用促進に向けた改善策を実施しながら利用率の上昇に取り組んでいる。

利用率は 50% 台前半で推移しており、目標未達の状況が続いている。

### (3) 施設の状態について [本文 50 頁～]

#### 備品の管理状況について

電子掲示板が、1 階ロビー、ホール、地下 1 階の各練習室、文化交流室に置かれ、事務室に操作端末があり、備品台帳はこれらを一式で登録しており、各電子掲示板には備品ラベルは貼付されていなかった。

#### (意見)

会計管理部の「物品マニュアル」にあるように、複数の機器で構成されている備品を一式で登録する場合には、管理簿等を作成し、個々の機器についても適正な枝番号を付して個々の備品に貼付して、管理簿等と現物が容易に照合できるようにするといった対応が望まれる。



## 6. 広島県立文化芸術ホール（上野学園ホール）

### （1）施設の概要 [本文 52 頁～]

担当課	環境県民局 文化芸術課
所在地	広島市中区白島北町 19- 1
設置目的	県民の文化芸術を鑑賞する機会を提供し、文化芸術の振興を図る
施設・設備	ホール（1,730 席）、リハーサル室（3 室）、スタジオ・オーディオルーム、録画編集室（2 室）、音楽室（2 室）、レストラン
規模・構造	敷地面積 6,651 m <sup>2</sup> 、建築面積 3,670 m <sup>2</sup> 、延床面積 9,489 m <sup>2</sup> 地上 4 階、地下 2 階、塔屋 1 階、鉄筋コンクリート造
竣工年 経過年数	昭和 47 年 10 月（43 年経過）
総工事費用	9 億 26 百万円（郵政省からの取得価額）

昭和 47 年（1972 年）に当時の郵政省が郵便貯金の普及、宣伝活動施設である郵便貯金会館として開設した。平成 18 年（2006 年）に日本郵政公社は平成 19 年（2007 年）3 月末をもってホールを閉鎖する方針を発表したが、一方で広島市又は広島県が取得するのであれば優先して譲渡する方針を示し、その結果広島県が取得することとなり、平成 19 年（2007 年）より、県の施設として運営され、現在に至る。

### （2）施設の状況について [本文 55 頁～]

#### ア. 長期保全計画書の内容について

現況施設の支障箇所を考慮して長期保全を行うために、平成 24 年度に環境県民局文化芸術課において長期保全計画書を作成している。それによると平成 25 年度から平成 49 年度までに工事金額 4,102,088 千円と試算され、平成 27 年度までに 1,019,694 千円が発生する計画となっているが、実際には 87,470 千円に留まっており大きな乖離が生じている。

#### （意見）

計画的な修繕を実施して、建物の長寿命化を図るために長期保全計画書を作成したものの、計画と実績との間で著しい乖離が生じている。施設の将来を見据えて、維持すべき機能と削減すべき機能を分類し、優先順位を再整理するための議論などに、もっと長期保全計画書を活用すべきであるとする。

#### イ. 備品の管理状況について

備品台帳と現物の照合作業を行ったところ、備品台帳にはあるが、備品ラベルが貼付されていない備品がいくつか見られた。

#### （意見）

会計管理部の「物品マニュアル」にあるように、標識による管理が困難な場合は、写真付の管理簿を作成するといった対応が望まれる。

## 7. 広島県立美術館

### (1) 施設の概要 [本文 58 頁～]

担当課	環境県民局 文化芸術課
所在地	広島市中区上幟町 2-22
設置目的	美術に関する県民の知識及び教養の向上に資する
施設・設備	展示室（常設、企画）、講堂（202 席）、県民ギャラリー、駐車場等
規模・構造	敷地面積 5,934 m <sup>2</sup> 、建築面積 4,344 m <sup>2</sup> 、延床面積 19,926 m <sup>2</sup> 地上 4 階 地下 1 階 塔屋 1 階 鉄筋コンクリート造
竣工年 経過年数	平成 8 年（20 年経過）
総工事費用	145 億 6 千万円

昭和 43 年（1968 年）に中四国初の公立美術館として開館し、その後、21 世紀に向けた新しい美術館として機能と施設を一新し、四季折々の優れたロケーションを有する縮景園との調和を図ったアメニティ性の高い都市型美術館として、平成 8 年（1996 年）10 月にリニューアルオープンし、現在に至る。

### (2) 施設の状態について [本文 60 頁～]

施設の状態を見て行くと、一般の利用者が出入りする箇所で目立った損傷は見られないが、関係者専用の階段部分の天井で剥離が見られた。また外壁部分で一部浮き上がっている箇所が生じているが、現時点では危険は少ないので状況を経過観察している。

#### ア. 設備の修繕、改修に要した主な支出内容

広島県立美術館の現在の建物は、平成 8 年からの開業で 20 年経過しており、屋根の防水が不十分な箇所や、従業員専用エリアの階段の天井部分が剥がれた状態のままになっている箇所、外壁で一部浮き上がってきている箇所などが見受けられる。

また、防災監視盤、蒸気式加湿器など、メーカー側の製造中止により故障した場合には修繕対応が難しく全て取替が必要となる設備も出てきており、修繕、改修に係る支出の増加は避けられない状況にある。

#### イ. 長期保全計画書の内容について

現況施設の支障箇所を考慮して長期保全を行うために、平成 20 年度に環境県民局文化芸術課において長期保全計画作成書を作成している。それによると平成 21 年度から平成 32 年度までに工事金額 4,376,786 千円を要するという試算が行われているが、実際に平成 27 年度までに行われた修繕費は 257,101 千円に留まっており大きな乖離が生じている。

#### (意見)

計画的な修繕を実施して、建物の長寿命化を図るために長期保全計画書を作成したものの、計画と実績との間で著しい乖離が生じている。施設の将来を見据えて、維持すべき機能と削減すべき機能を分類し、優先順位を再整理するための議論などに、もっと長期保全計画書を活用すべきであると考えている。

## 8. 広島県立中央森林公園（公園センター等地区）

### （1）施設の概要 [本文 62 頁～]

担当課	環境県民局 自然環境課
所在地	三原市本郷町上北方 1315
設置目的	すぐれた自然環境にある森林を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって県民の保健、休養及び福祉に資する
施設・設備	三景園、駐車場、バーベキュー広場、運動広場、サイクリングロード、研修室
規模・構造	木造 等
竣工年 経過年数	平成 5 年（23 年経過）
総工事費用	223 億円

平成 5 年（1993 年）の広島空港の開港に伴い、県民の憩いの場としての野外レクリエーション施設として、多目的広場、サイクリングコース等や、庭園（三景園）が整備された。

### （2）施設の状態について [本文 64 頁～]

木造の屋外施設ということもあり、防腐処理はされているものの腐食による劣化は起きており、点検と補修が每期継続的に必要となっている。サイクリングロードの木造橋では、橋の一部が落下する事象も発生している。公園センター入口のゲートの開閉に不具合が生じるなど、修繕費は今後も増加が見込まれる状況である。

#### ア. 長期保全計画書の内容について

「広島県公共施設マネジメント方策」での長期保全計画書は作成していないが、平成 39 年度までの期間で設備の設置年度と耐用年数を基に修繕計画を策定しており、それによると平成 28 年度から平成 29 年度までに 569,312 千円の修繕による支出を想定している。

#### イ. 備品の管理状況について

施設内が禁煙になったことにより、たばこの自動販売機を施設内から撤去したが、廃棄手続を行わず倉庫に保管していた。

#### （意見）

「広島県物品管理規則」、会計管理部が定める「物品マニュアル」に準拠して適切な管理を実施する必要がある。

## 9. 広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）

### （1）施設の概要 [本文 67 頁～]

担当課	環境県民局 自然環境課
所在地	三原市本郷町上北方 1361
設置目的	すぐれた自然環境にある森林を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって県民の保健、休養及び福祉に資する。
施設・設備	多目的ホール棟、セミナーハウス、コテージ、テニスコート等
規模・構造	敷地面積 45,000 m <sup>2</sup> 、建築面積 6,423 m <sup>2</sup> 、延床面積 6,423 m <sup>2</sup>
竣工年 経過年数	平成 14 年（14 年経過）
総工事費用	32 億円

広島空港に隣接している県立中央森林公園の敷地内にあり、総面積 4.5ha のコンベンション機能とレクリエーション機能を備えた交流施設である。

### （2）施設の状況について [本文 69 頁～]

施設の状況を見ていくと、平成 14 年の開業から 14 年が経過しており、建物の外壁のひび割れ、庭園のタイル割れ、木製手摺の劣化などが見られた。椅子、ソファは継続的に破れが生じるため、補修が継続的に発生している。

#### ア. 長期保全計画について

「広島県公共施設マネジメント方策」での長期保全計画書は作成していないが、平成 39 年度までの期間で設備の設置年度と耐用年数を基に修繕計画を策定しており、それによると平成 28 年度から平成 29 年度までに 128,330 千円の修繕による支出を想定している。

#### イ. 備品の管理状況について

施設内を視察し、備品の管理、保全状況について確認したところ、備品台帳と現物の照合は行っておらず、備品台帳に登録されている備品がどの備品に該当するか特定することが困難な状態にあった。備品台帳の見直しと現物確認作業の結果、6 点の備品が備品台帳上は記載があるものの、現物が確認できなかったため、台帳データから抹消されることとなった。

#### （意見）

宿泊施設という施設の性質上、様々な人の出入りがあることから今回定めた管理体制が継続的に維持されることが望まれる。

また、5 万円以上 10 万円未満の物品については。会計管理部からの通達により点数管理を行うことと定めており、これらについての対応も行っていく必要があると考える。

## 10. 広島県健康福祉センター

### (1) 施設の概要 [本文 72 頁～]

担当課	健康福祉局 医療介護人材課
所在地	広島市南区皆実町 1-6-29
設置目的	県民の健康づくり及び明るい長寿社会推進を図る。
施設・設備	大研修室（収容人数 300 名）、中研修室（収容人数 72 名）、小研修室（収容人数 30 名）、総合研修室（収容人数 90 名）、栄養実習室（収容人員 30 名）、中会議室（収容人員 90 名）、小会議室（収容人員 45 名）
規模・構造	敷地面積 7,088.46 m <sup>2</sup> （保健環境センターを含む。） 建築面積 1,772.28 m <sup>2</sup> 延床面積 11,953.83 m <sup>2</sup> 地上 9 階、地下 1 階、鉄骨鉄筋コンクリート造
竣工年 経過年数	平成 4 年（24 年経過）
総工事費用	4,836 百万円

公の施設として指定管理制度が導入されているが、この施設のうち広島県において公の施設として県民利用に供している空間は貸会議場のみが対象であり、それ以外のスペースは広島県が外部の団体への使用許可を行っていて、公の施設ではない。

当施設の名称から、施設全体が「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義される公の施設ではないかとイメージされるところであるが、当施設のうち一部分である貸会議室が公の施設である、という一見わかりにくい運用状況となっている。

#### (意見)

当センターの入居団体は、広島県が使用許可をして入居している団体であるので、県民に対して利用状況・活動内容を開示していくべきである。また、当センターが施設として有効に活用されているかを県民からも適切にモニタリングできるように、利用状況、活動内容の開示方法についてルールを作成し、他の施設の利活用状況と比較検討ができるようにすべきである。

### (2) 利用状況・提供可能スペースの情報開示(当センター総括) [本文 80 頁～]

公共施設マネジメントを成功させていくためには、以下のプロセスが必要となる。

- ①適切な目標・目標数値の設定
- ②目標・目標数値の周知
- ③施設に関する詳細情報の開示
- ④財政情報・施設経費の開示に基づく地域との議論
- ⑤個別施設の統廃合に関するコンセンサス

当センターは、これからも各組織の出入りが続いていく中で利活用されていくものと思われるが、利用状況の開示を一層努めることが望まれる。また、当センターに限らず、貸会議室、研修室といったスペースを地域・エリア別にデータベース化して、より一層の有効活用が図れるように、広島県内部での調整に加えて、県民に対して利用状況の情報開示を行うべきである。

## 11. 広島県立広島がん高精度放射線治療センター

### (1) 施設の概要 [本文 82 頁～]

担当課	健康福祉局 がん対策課
所在地	広島市東区二葉の里三丁目2番2号
設置目的	がんの治療水準の向上を図るため、がん患者に対して放射線による治療を提供する。
施設・設備	リニアック治療室、診療室、治療計画室、患者待合スペース、駐車場（地下1階20台分（合築施設全体 70台））
規模・構造	敷地面積（全体）6,000 m <sup>2</sup> 、建築面積（県）3,174.37 m <sup>2</sup> 、延床面積（県）4,550.85 m <sup>2</sup> 、地上2階、地下1階、鉄筋コンクリート造
竣工年 経過年数	平成27年（1年経過）
総工事費用	21億11百万円

先端的な高精度放射線治療を広く県民に提供するため、平成27年10月に開設した。建物は広島県医師会館との合築により建築している。

### (2) 施設設置までの経緯 [本文 85 頁～]

事業計画が策定されてから施設が開設されるまでの流れは以下のとおりである。

#### ア. 事業計画の策定

センターの整備費：リニアック等の医療機器を含め総額2,669百万円（概算）

#### イ. 施工工事の契約

この時点でのセンター整備費の総額は3,935百万円

#### ウ. センター開設

最終的にセンター整備費の総額は5,847百万円

#### (意見)

概算といえどスタート時点と比較すると整備費用は大幅な増額となっている。

近年設置した施設について、事業計画時から完成時までの施設整備合計見込金額の変遷をデータベース化して、今後の新規の施設整備計画時に増減幅を参照・確認していく仕組みを構築していくべきである。

### (3) センター建築の形態 [本文 87 頁～]

#### 【指摘】

物理的にどういった形状の合築施設か、明確にされていない段階で、議会において合築により施設整備を進めていくことが承認されたものと見受けられる。合築での形状が明確でない段階では、合築として施設整備していくことに経済的合理性があるか、不明確。合築での形状、金額負担の概算が判明した時点で合築による施設整備を進めていくべきか適切な承認を受けるべき。

### (4) 合築の必然性の検討 [本文 89 頁～]

#### (意見)

民間等の法人は、施設整備のための予算は収益見込により厳然と決められている。建築費用が当初予算を上回った場合に公共団体のように（議会承認のもとで）補正予算等で対応することはできない。

合築において施設整備費が当初計画金額を上回るものとなった場合には、2者間で調整のためかなりの労力を費やすものとなるので入念な事前検討が必要。

(5) 合築の経済合理性の検討 [本文 91 頁～]

【指摘】

合築を行う場合はどの程度の経済合理性があれば推進すべきかという判断基準を示しておくことが望まれる。併せて、合築に関して撤回を含めた見直しに係る基準も明確にしておくべきである。次に各段階において計画金額とその時点での見込金額との対比表を適時に責任者に報告するようにして、事業が当初計画対比でどれ位の金額がかかるのか、また不利益なく進められているか責任者は適宜把握できる体制（報告様式）とすべきである。

今後、合築という建築手法が活用されていく例が出てくるものと思われるが、慎重に対処するとともに、広島県としての負担金額のコントロールが適正に行われるように規程の整備、承認責任の明確化を行っていく必要がある。

(6) 収支計画及び設備投資計画 [本文 93 頁～]

センターの収益実績額は計画値から大きく未達となっている。事業の立ち上がりということで計画値を低く設定しているにもかかわらず、計画値の 50%を割り込むという結果となっている。

(意見)

効果的に先端的な設備を配備すべく、購入すべき時期を稼働率の観点からも十分に見極めたうえで対処し、採算の改善にも配慮していくことが望まれる。

財務面においても健全経営に早期に導き、かつ高精度な医療水準を維持することで広島の医療の魅力アップを促進するという方策が長期的も堅持できるようにしていくべきである。

(7) 備品台帳の整備・管理状況 [本文 95 頁～]

【指摘】

備品台帳は本来、1行につき、1件を記載すべきである。現物確認時、及び廃棄時において複数件数が備品台帳に1本として合計額をもって記載されていると適正に手続が行われなくなるリスクが考えられる。

また、備品の名称を記載する欄に「等」と記載しているが、これを許容していると複数の備品が記載されているものかどうか判別できなくなり同様なリスクが生じるため、備品台帳において「等」という記載は行うべきではない。

(8) 広島がん高精度放射線治療センター総括 [本文 96 頁～]

高度で質の高い医療ニーズに対応するため、地域の基幹医療施設群の連携による効率的効果的な医療提供体制確保が不可欠であり、モデル的取組として、今後ニーズの高まるがん放射線治療についての機能連携・施設統合の推進とともに、高い臨床機能を活用した専門医育成プログラム開発等の具体化を図ることにより、高度医療に係る医療連携を推進することは重要であるとしたセンターの設置の取組・試みは画期的であり、たいへん評価すべきものといえる。事業構想時の目標を着実に達成していくことで、他の都道府県に対して模範となるべく地域医療体制構築の実績を示していくことを期待するところである。

## 12. 広島県立障害者リハビリテーションセンター

### (1) 施設の概要 [本文 97 頁～]

担当課	健康福祉局 障害者支援課
所在地	東広島市西条町田口 295-3
設置目的	障害者に対する医療、訓練その他の更生援護を行い、その福祉の増進を図る。
施設・設備	医療センター（病院）、若草園（医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター、障害福祉サービス（療養介護））、若草療育園（医療型障害児入所施設、障害福祉サービス（療養介護））、あけぼの（障害者支援施設）、スポーツ交流センター（身体障害者福祉センターA 型）
規模・構造	敷地面積 128,623 m <sup>2</sup> 、建築面積 24,967 m <sup>2</sup> 、延床面積 40,773 m <sup>2</sup> 医療センター（地上 6 階）、若草園（地上 2 階）、若草療育園（地上 1 階）、あけぼの（地上 1 階）、スポーツ交流センター（地上 2 階）、鉄筋コンクリート造
総工事費用	8,282 百万円

多様な施設が同一敷地内に設置され、相談から診断・治療・訓練・評価・スポーツ・文化活動に至るまでの幅広い分野における一貫した支援施設を有する総合型施設として、乳幼児から成人までの障害者（児）全般に対する様々な医療・福祉サービスを有機的に提供するとともに、障害者（児）福祉の向上を推進する中核施設としての役割を果たしている。

### (2) 施設の利用状況 [本文 98 頁～]

利用者数（スポーツ交流センターの入場者数を含む）の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
目標値	192,734	191,707	194,836	196,571	208,118
実績値	181,811	177,899	167,148	173,517	191,512
達成率	94.3%	92.8%	85.8%	88.3%	92.0%

#### 【指摘】

広島県立障害者リハビリテーションセンターの場合、機能の異なる複数の施設が複合している施設であり、その利用状況についてスポーツ交流センター及び医療センターの「利用者数」のみをもって評価の指標とすることは、施設全体の利用状況評価を誤らせるおそれがある。

指標については、各施設の利用状況を示すような適切な指標を設定し、開示すべきと考える。

### (3) 高次脳機能センター [本文 102 頁～]

(意見)

高次脳機能センターは、患者、家族に対する医療及び社会復帰支援を充実させ、地域の医療機関や事業所との連携調整における県の中核施設である。

また、平成 27 年度には専門病床 40 床を稼働させ、機能強化を図っているところであり、その活動状況や有効性を示すデータ等の情報開示を充実させていくべきであると考えます。



(4) 若草療育園 [本文 106 頁～]

入所待機について

直近 4 年間の入退園の状況は以下のとおりである。常に定員の 53 人の枠は埋まっている状態で、しかも 4 年間で入所者の入れ替わりは 5 人しか発生していない。一方、平成 28 年 12 月現在の入所待機の状況は以下のとおりで、30 人の入所待機が発生している。

(意見)

県の施設であるからとの安心感から希望する者も多く、希望しても入所できない者からは、不公平感があっても不思議ではない。

現在のところ、県内あるいは近県の同種の施設における入所の調整を網羅的に行っている機関は存在しないが、限られた定員数を有効に活用するためにも、機会の公平性の観点を考慮して、県が民間施設も含めた入所者の調整を行うことも検討すべきである。

(5) スポーツ交流センター [本文 111 頁～]

障害者スポーツ大会、スポーツ・文化・健康教室、イベント・講習会、活動支援等の様々な活動を行っており、障害のある人の社会参加の促進及び障害者を交えたスポーツ交流の場としては一定の成果を上げている。

一方で、リハビリテーションセンター内の他の施設の利用者が、治療行為の一環としてスポーツ交流センターを利用する機会は極めて少なく、複合施設としてリハビリテーションセンター内に位置付ける必然性には乏しい。

(意見)

県が施設の有効性を評価するにあたって、その維持管理のコストに見合う利用がされているかどうかというのは当然に考慮されるべきであるため、利用者数に関する記載、あるいはそれに代わって利用状況を示す何らかの指標が記載されるよう求めるべきと考える。

### 13. 広島県立福山若草園

#### (1) 施設の概要 [本文 114 頁～]

担当課	健康福祉局 障害者支援課
所在地	福山市水呑町 4357 番地 水呑三新田 42-1
設置目的	肢体不自由児及び重症心身障害児に対する治療及び日常生活の指導を行う等、その福祉の増進を図る。
施設・設備	福山若草育成園（医療型児童発達支援センター）、福山若草療育園（医療型障害児入所施設、障害福祉サービス（療養介護））
規模・構造	敷地面積 15,994 m <sup>2</sup> 、建築面積 5,130 m <sup>2</sup> 、延床面積 7,432 m <sup>2</sup> 地上 3 階、鉄筋コンクリート造
総工事費用	2,640 百万円

福山市津之郷町から平成 27 年 4 月 1 日に現在の福山市水呑町に移転した。ロケーションとしては県西部をカバーする広島市立の施設、中心部をカバーする広島県立障害者リハビリテーションセンターと並んで、福山市を中心とする広島県東部全域をカバーする位置に立地している。

#### (2) 施設の利用状況 [本文 115 頁～]

##### 入場者数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
目標値	入所 44 人 通所 25 人	入所 44 人 通所 25 人	入所 44 人 通所 25 人	入所 44 人 通所 25 人	入所 54 人 通所 25 人
実績値	入所 43 人 通所 26 人	入所 44 人 通所 24 人	入所 44 人 通所 26 人	入所 44 人 通所 25 人	入所 54 人 通所 26 人
達成率	100%	98.5%	101.4%	100%	101.3%

#### (3) 福山若草療育園 [本文 118 頁～]

##### 入所待機について

障害者支援課で把握する入所待機者数はゼロとのこと。しかし、入園児（者）数の推移の表を見ると、定員 44 人であった平成 23 年から平成 26 年の間は常に入所者は 43 人を超え（年間平均）、特に平成 25 年、平成 26 年は 44 人の枠いっぱいとなっている。移転により定員が 54 人に増加した平成 27 年は、10 人の定員増が徐々に埋まっていったため、入園児（者）数は 52.2 人となっているものの、10 人の入所者に対して退所者がいなかったため、平成 28 年 3 月末時点ではすでに 54 人の定員枠が埋まっている状態である。

##### (意見)

県の施設であるからとの安心感から希望する者も多く、希望しても入所できない者からは、不公平感があっても不思議ではない。

現在のところ、県内あるいは近県の同種の施設における入所の調整を網羅的に行っている機関は存在しないが、限られた定員数を有効に活用するためにも、機会の公平性の観点を考慮して、県が民間施設も含めた入所者の調整を行うことも検討すべきである。

## 14. 広島県立障害者療育支援センター

### (1) 施設の概要 [本文 121 頁～]

担当課	健康福祉局 障害者支援課
所在地	東広島市八本松町米満 198-1
設置目的	障害者及び重症心身障害児に対する訓練、治療その他の更生援護を行う等、その福祉の増進を図る。
施設・設備	松陽寮(障害者支援施設)、わかば療育園(医療型障害児入所施設)
規模・構造	敷地面積 60,849 m <sup>2</sup> 、建築面積 12,899 m <sup>2</sup> 、延床面積 19,085 m <sup>2</sup> 松陽寮(地上2階)、わかば療育園(地上3階)、鉄筋コンクリート造
総工事費用	4,398 百万円

東広島市八本松米満に位置する。ロケーションとしては JR 西条駅からバスで 15 分、下車後 300 メートルの距離にあり、公共の交通機関を利用するには不便な場所にあるため車での利用者が多い。

### (2) 施設の利用状況 [本文 122 頁～]

#### 入場者数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
目標値	198 人	198 人	198 人	198 人	198 人
実績値	196 人	192 人	191 人	188 人	186 人
達成率	99.0%	97.0	96.5%	94.9%	93.9%

指定管理者である(社福)広島県福祉事業団は、施設の利用状況に関する目標指標として入場者数を定め、保護者アンケートや、施設内に設置された御意見箱などの要望を考慮し、利用促進に向けた改善策を実施しながら利用率の上昇に取り組んでいる。

### (3) わかば療育園 [本文 125 頁～]

#### 入所待機について

現在の入所者のうち、30 歳以上の占める割合は約 72%となっている。これは、保護者が健在なうちはなるべく入所を控えているため、18 歳以下の入所者が少なくなっていることと、いったん入所すれば、退所はほとんど行われず、入所が長期にわたってしまうことによるものである。

#### (意見)

県の施設であるからとの安心感から希望する者も多く、希望しても入所できない者からは、不公平感があっても不思議ではない。

現在のところ、県内あるいは近県の同種の施設における入所の調整を網羅的に行っている機関は存在しないが、限られた定員数を有効に活用するためにも、機会の公平性の観点から考慮して、県が民間施設も含めた入所者の調整を行うことも検討すべきである。

ア. 開示情報の充実

同種の施設について統一された数値資料が作成されておらず、施設ごとの比較を困難にしている。

具体的には、例えば入所待機が生じている3つの医療型障害児入所施設である若草療育園、福山若草療育園、わかば療育園の入退園に係る事業報告書上の数値資料としては、若草療育園では「入退園の状況」、福山若草療育園では「平成27年度の入所状況」があるだけで、わかば療育園については開示されていない。

(意見)

県が入手した指定管理者からの報告資料に記載されている数値資料に統一性がなく、同種施設の比較が困難になっている。

県は、施設の利用状況を判断するために真に必要な情報を得られるよう、指定管理者と協議すべきである。

イ. 施設利用の機会の平等性の確保

現在、いくつかの施設で入所待機者が存在し、入所希望者に適時にサービスを提供することが困難な状況となっている。施設利用者、施設利用希望者に対して、障害の状況に応じて均等な受益機会を確保できるように措置していくことが必要と考える。そのためには、県が主導して、民間を含めた現有施設を最大限に利活用できるようなマッチングの機能を果たしていくべきである。

ウ. 現有県施設の活用について

広島県では第4期広島県障害福祉計画の成果目標のひとつとして、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」を掲げ、平成25年度末現在における施設入所者3,062人のうち、平成29年度末時点でその11.3%にあたる345人が地域生活(グループホーム、在宅等)へ移行することを目指している。今回取り上げている県の社会福祉施設では、医療型施設を中心に重度の障害者に対応するものが多く、安易に地域生活への移行を考えることはできないが、個々に必要十分な施設をマッチングする体制が整えば、社会福祉施設の受け皿を広げることによって、施設入所者、施設入所希望者の選択肢が増えるのではないかと考える。

「障害のある人々の福祉 2015」「8 住宅・暮らしの場」において、県営住宅、身体障害世帯向け県営住宅、共同生活援助(グループホーム等)、施設入所支援(障害者入所施設)、福祉ホームなどのサービスを列挙しており、障害の程度や個々の事情に応じた提供をうたっている。障害者の人々の地域生活への移行に関しては、在宅を除いてはその受け皿となる施設の充実が重要となる。県の所有する住宅(県営住宅、職員公舎)の一部を社会福祉施設化することについても検討の余地がある。

(意見)

公営住宅(職員公舎含む)のグループホーム等としての活用、県営住宅・公舎住宅の空き住居と、グループホーム設置法人とのマッチング事業など、福祉施設の入所者の地域生活への移行において重要となる地域の受け皿であるグループホーム等の整備のためのより具体的な方策の検討が必要と考える。

## 15. 県営住宅

### (1) 施設の概要 [本文 130 頁～]

担当課	土木建築局 住宅課
所在地	広島県全域
設置目的	住宅に困窮する低額所得者に対し住宅供給を行う
施設・設備	住居 (16,640 戸)、駐車場 (15,092 区画)
竣工年 経過年数	昭和 28 年から平成 27 年

(※) 平成 28 年 3 月 31 日時点

高度経済成長期以降、住宅不足に対応するため、年間 500 戸以上の県営住宅を建設していったが、現在では、他の都道府県と同様、住宅不足に対応した大量建設はほぼ終了しており、県営住宅の建設事業は新規建設から老朽化した既存住宅の建替へと移行しているところである。

### (2) 制度目的に適った運用について [本文 142 頁～]

#### ア. 高応募倍率住宅への対策 (意見)

平均応募倍率が高い住宅においては、住宅困窮者への住宅供給という制度目的が十分果たされていないと考えられることから、広島県においても、住宅の困窮度合いに応じた選定方法など、現状の改善に向けた取組を検討すべきである。また、その際には、選定方法検討に当たり、当該住宅に居住することにより応募者の困窮度解消に貢献しうるものであるのかという観点を加味することも有用と考えられる。

#### イ. 収入超過者への対応

収入超過者は県営住宅の明渡努力義務を負うことから、広島県は、当該収入超過者に対し、継続的に住宅の明け渡しを促していく必要がある。

#### 【指摘】

広島県では、現在のところ、収入超過者への対応について、その認定をその旨の通知しか実施しておらず、その他に、収入超過者に任意の明渡をさせるための対応が取られていないほか、その対応方針も策定されていない。従って、このような対応方針を策定した上で、定期的な面談の実施等、明渡に向けた具体的措置を取る必要がある。

#### ウ. 収入超過者等の報告内容

一部地区の事業報告書では、「高額所得者等の状況」の報告として、本来「該当者数」を記入、報告すべきところを、「滞納者数」という項目立てをして記入されていた。

#### 【指摘】

高額所得者には住宅の明渡義務が、収入超過者には明渡の努力義務が課されているところであり、両類型に分類される住民には明渡に向けた対応が必要となる。従って、高額所得者数及び収入超過者数は正確に報告されなければならないのであるから、所定の書式に従った報告を実施させる必要がある。

### (3) 適法かつ公正な運用について [本文 148 頁～]

#### ア. 死亡入居者の相続人に対する対応

入居者が死亡しているにもかかわらず、その相続人が当該入居者所有の動産等の撤去に応じないため、明渡が未了となっている案件が存在した。これについて、広島県では、具体的な対応方針を定めておらず、法的手段による解決は実施していなかった。

#### 【指摘】

入居者死亡後、当該入居者の相続人が明渡に協力せず、明渡未了の期間が長期間に及んでいる実情を考慮すると、広島県は、訴訟手続等、明渡請求を実現させるための法的手段を取るべきである。

現状では、このような場合に関する要領等の対応方針が策定されていないとことであるので、まずは対応方針を策定した上で、具体的な法的手段を実施していくべきである。

#### イ. 相続人に対する請求金額

死亡入居者の相続人に対する滞納家賃額について、死亡後1年目は従前家賃、2年目以降は近傍同種の住宅の家賃相当額を計上しているところ、このような扱いを認める法的根拠が認められなかった。

#### 【指摘】

広島県は、死亡入居者の相続人に対する請求金額について、現状の扱いを裏付ける法的根拠は認められないと解されるので、不法占拠者への賃料相当損害金を請求するという観点から、再検討する必要がある。

#### ウ. 滞納者に対する請求手続の違背

指定管理者が作成すべき県営住宅家賃滞納整理事務処理要領が定める「訪問請求計画及び実績表」が作成されていなかった。

#### 【指摘】

県営住宅家賃滞納整理事務処理要領では「訪問請求計画及び実績表」を作成することとなっているのであるから、これを作成しない対応については、同要領が定める手続の違背が認められる。

仮に、この手続が滞納家賃請求の実務にそぐわないというのであれば、早急に要領を改正するなど、手続と実務との齟齬を解消する手段を講じなければならない。

#### エ. 「呼出」による滞納家賃請求の不実施

上記要領が定める指定管理者の「呼出」による請求が実施されていなかった。

#### 【指摘】

県営住宅家賃滞納整理事務処理要領第9条では、個別請求に滞納者等が応じない場合の処置として、呼出による請求の実施が定められているのであるから、これを実施しない対応については、同要領が定める手続の違背が認められる。

仮に、この手続が実務にそぐわないというのであれば、早急に要領を作成するなど、手続と実務との齟齬を解消する措置を講じなければならない。

#### オ. 滞納者調書の記載事項

指定管理者は、家賃を納期限までに納付しない滞納者に対し督促状を送付するとともに、その滞納状況、その他必要事項を「滞納者調書」に記載することとされている（県営住宅家賃滞納整理事務処理要領第5条第1項及び第2項）。ところが、実際に使用されている滞納者調書では、法的措置が実効されている入居者のものでも、上記法的措置の項目が全く記載されていなかった。

#### 【指摘】

同要領が定める書式では、法的措置の項目を記入することになっている以上、これを無記入とする扱いは改善しなければならない。

仮に、実際の法的措置の実施状況から、滞納者調書に法的措置の内容を記入することが現実的でないのであれば、同要領または書式を改善するなどして、適切に法的措置の実施内容を記録する方法を採用しなければならない。

但し、現状の滞納者調書のように、第三者からみても、滞納状況から法的措置の結果に至るまでの経過が一覧性をもって確認できる資料は、事後的な検証の便宜を考えても、望ましいといえる。

#### カ．連帯保証人への法的措置

連帯保証人に対する支払督促、訴訟等の法的措置は、費用対効果等の観点も考慮して実施していないとのことであった。

#### 【指摘】

広島県は、連帯保証人に対する法的措置の実施について現状の扱いを続けるとしても、要領等によりその内容を定めておく必要がある。

#### キ．連帯保証人への訴訟提起の不実施

入居者に対し法的措置を実施している場合でも、連帯保証人に対する訴訟等の法的措置は実施していなかった。

#### 【指摘】

広島県は、法的措置実施計画に基づき滞納者に対し明渡請求訴訟を提起する場合、当該滞納家賃について、連帯保証人も被告とし、当該滞納者に対する請求とあわせて訴訟提起すべきである。

仮に、保証人の成り手の確保や当事者が多数になることによる訴訟手続の長期化の回避等、政策的理由により連帯保証人への訴訟提起を留保するというのであれば、上述のとおり、この点も連帯保証人に対する法的措置に関する明確な取り決めを策定しなければならない。

#### ク．連帯保証人の資格

入居の際に入居者及び連帯保証人が署名押印を行う「請書」には、連帯保証人の資格について、「独立の生計を営む者で、確実な保証能力を有していること」と記載されており、「入居決定者と同程度以上の収入を有する者」という条例の文言とは齟齬が認められた。

#### 【指摘】

上記「請書」に記載されている連帯保証人の資格は、広島県が条例で定める資格と齟齬していることから、条例に従って修正すべきである。

#### ケ．備品台帳の整備・管理状況

備品台帳では、ほとんどの備品について取得年月日や取得価格が記載されてい

なかった。

(意見)

今後取得する備品については、取得年月日や取得金額は記載すべきである。

#### (4) 有効利用の視点について [本文 153 頁～]

##### ア. 空室対策

###### 【指摘】

入居者を増やすという目的は、広島県の住宅政策により解決する必要があるが、県営住宅として使用しないという「用途廃止」を選択していない以上、空室の増加は放置されてはならない。

特に、上述のあさひが丘団地のような例は、人口減少という環境面の問題を踏まえても、空室が多いと言わざるを得ない。

従って、広島県は、空室率改善に向けた取組を行う必要がある。

##### イ. 入居条件の多様化

(意見)

広島県は、空室の有効利用に向けた取組を行うべきであるから、期限付き入居制度について、入居対象者の年齢範囲を広げた制度を導入するなど、期限付き公営住宅制度を幅広く活用することを検討すべきである。

##### ウ. 新しい入居制度の検討

空室問題の抜本的な解決策としては、住宅需要が見込まれない地域に限定して、公営住宅制度の趣旨を度外視し、入居条件を住宅困窮者以外の者にも拡大することが試案として考えられる。

また、県営住宅を他施設に転用することや、一部ですでに導入している障害者または高齢者に限定したグループホームとして利用していくなど、幅広い視点に立った政策も考えられるところである。住宅困窮者への住宅供給という制度目的と、県営住宅施設を経済的に有効活用するという財政目的を両立させるために、幅広い政策を検討すべきである。

(意見)

広島県においては、例えば、県営住宅における入居条件の緩和等、公営住宅制度の根拠法の改正が必要となる政策についても、率先して提言していくことを期待したい。

##### エ. 低率な利便性係数

利便性係数は、0.5～1.3 という数値を裁量で決めることにより、事業主体が家賃額につき政策的判断を行うことが可能な項目であるといえる。

しかしながら、平成 27 年度の広島県における利便性係数は、全て「1」を下回っている。

(意見)

広島県は、利便性係数の算定について、0.5～1.3 の範囲内で決定することが可能な算定方法を検討すべきである。



(5) 適切な統廃合計画の策定及び実施について [本文 159 頁～]

ア. 広島県全体の方針との整合性

(意見)

県営住宅再編5箇年計画(第2次)では、例外的に施設整備を行う場合の「施設の新設・更新時の検討」という点において、広島県公共施設等マネジメント方策で定める原則との関係が不明であるから、広島県は、個別計画において、この点を明らかにしていくべきである。

イ. 建替事業計画策定の不備

建替事業について、具体的にどのような内容の建替事業を実施するかについて検証されたことを直接的に示す資料が存在しなかった。

**【指摘】**

広島県は、建替事業を遂行する場合、具体的な建替内容等の妥当性を数字で示した事業計画またはこれに代わる資料を作成すべきである。

ウ. 大規模団地の集約化の検討

(意見)

同じ団地内で転居先を確保できるような大規模団地においては、団地内での集約化に伴うコスト面も考慮しながら、団地内同士で住宅を統合することにより、住宅管理コストを減少させるような政策を検討すべきである。

エ. 住宅戸数削減方針の具体化の必要性

(意見)

平成72年度までに県営住宅を約1万1000戸に削減するという方針の途中における達成度を図るために、中間目標を設定するなど、削減計画を現状よりも具体化すべきである。

(6) 県営住宅総括 [本文 164 頁～]

公営住宅制度の目的は「公営住宅とは、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸等することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする制度」である。

先述したように高倍率の住宅の存在は、落選者が多数いるということ鑑みると、本当に住宅に困窮する低額所得者に対して万遍なく効用をもたらしていない可能性があるという課題がある。そのため、入居条件の緩和等による施設の実態に合った利用の検討、利便性係数の見直しによる均等な県営住宅施設の利用に向けての工夫等の「賢く使うこと」という施策に重きを置くことで、結果的に不均衡な利用状況となっている県営住宅施設の利用を活性化していくべきである。

## 16. 職員公舎

### (1) 施設の概要 [本文 166 頁～]

担当課	総務局財産管理課、病院事業局県立病院課、教育委員会事務局施設課、企業局企業総務課等
所在地	広島市東区牛田新町3丁目40-4等
設置目的	福利厚生，人事異動対応
施設・設備	知事部局78棟、病院事業局7棟、教育委員会56棟、企業局8棟、警察本部168棟
竣工年	昭和40年等（棟ごとに竣工年及び経過年数は異なる）

多くの建物は昭和40年代頃の住宅難の時代に建築され、古い職員公舎は空室率が高い状態が継続している。

### (2) 施設の利用状況 [本文 166 頁～]

設置戸数及び入居率の状況（平成28年4月1日現在）

所属部局名	設置戸数（A）	入居戸数（B）	入居率（B/A）
知事部局	1,163戸	781戸	67.2%

設置個数及び入居率の状況（平成28年4月1日現在）

所属部局名	設置戸数（A）	入居戸数（B）	入居率（B/A）
教育委員会	508戸	333戸	65.6%

（意見）

知事部局及び教育委員会における職員公舎の入居率が低いことは従来から、広島県内部においても指摘されてきている事項である。現状における利用率の低さに関しては原因・背景を分析のうえ、明確な数値目標を設定し、抜本的改善が望まれる。

### (3) 耐震化の状況 [本文 172 頁～]

【指摘】

職員公舎の個別施設計画の策定に当たっては、耐震診断の結果を受けて、今後、どのように集約・再利用していくか具体的に策定していくべきものであり、個別施設計画が概念的な計画に終始することのないように留意が必要である。

### (4) 職員公舎総括 [本文 172 頁～]

既存の施設を賢く、有効に活用していくか部局間を越えた情報インフラを構築し、一元管理を行うということで、職員公舎は取組みやすい施設といえる。

（意見）

職員公舎の施設は、かなり築年数が経過しているものもあるが、概ね鉄筋コンクリート造りであり、施設を閉鎖して取り壊しするに当たっても、かなりの取り壊し費用が発生するものとなる。

住宅用物件であることを考えると、耐震診断を早期に実施したうえで、県職員という身分に限ることなく、例えば、県営住宅・福祉介護施設・児童養護施設などへの転用の可否についても積極的に検討すべきである。

## 第5 総括 [本文 184 頁～]

広島県では、昭和 40 年代から 50 年代にかけて建設した公共施設を多く保有しており、大規模改修や更新（建替）の時期が到来している。加えて広島県の公共建築物の耐震化率は全国で低順位にあるが、東日本大震災や広島市土砂災害を例に引くまでもなく、天災はいつでも起こり得るものであり県民の安全、財産を守る耐震化の推進は待ったなしの状況にあるといえる。一方で県財政は依然として厳しく、施設の修繕や更新に充てる投資的経費の増額は困難であることも事実である。

監査においては、「広島県公共施設等マネジメント方策」に掲げられている取組状況も確認しながら、県有施設の運営及び維持管理について検証を行った。そこで挙げた主な指摘及び意見を以下に総括した。

### 1. 県民の財産は「賢く使う」こと

広島県立総合体育館（広島グリーンアリーナ）は、中四国地方で唯一 1 万人前後を集めることのできる屋内コンサートの会場として利用できるのであるが、無償で借りた国有地で利益を上げることが認めない国有財産法の規定やアマチュアスポーツ利用などを考慮して有料興業の日数を「10%未満」に制限している。これにより貴重な収入を逃しているが、そもそもこれらの制限は法令に基づくものではなく、広島県自身で過去に定めたものを踏襲している。施設を取り巻く環境や県の財政状況は大きく変化しているため、当然アマチュアスポーツ等これまでの利用者を制限することになってはならないが、包括的に有効な使用方法を検討すべきと考える。

一方、例外的とされている「新しく造ること」については、以下の事例があった。

広島県立広島がん高精度放射線治療センターは 4 つの基幹病院の機能分担、連携をはかり、かつ先端的な放射線治療を県民に提供すべく広島駅北口に平成 27 年に新設されたもので、この施設の必要性は十分理解できるところである。経済的合理性の観点から、建設に当たり広島県医師会館との合築という手法がとられたが、結果として、広島県は単独建設として見積りした金額よりも随分高い建築費を負担することとなった。なぜこのような結果となったのか、また合築という手法が適切であったのか否か、事後的、総括的に十分な検証がなされた適切な報告書は残されていないかった。

また、一部の県営住宅においては建替が計画されているが、実質的な事業計画が策定されていないため第三者が客観的に必要性を判断することが出来ない状況である。大規模団地では、その団地内で統合を行うことで管理コストを削減できると考えられるし、空室をグループホームなどの福祉施設へ転用するなど「賢く」活用していくべく部局をまたいだ取組が必要であろう。そのためにも部局間の調整だけにとどまらず、全庁的に俯瞰できる部署を設置し一元的な取組を行うべきである。

### 2. 公平性の確保

県営住宅の管理においては、公平性が保たれていない現状が見られた。県営住宅制度は、そもそも生活に困窮する者に対して低廉な家賃で賃貸することにより県民の生活の安定と社会福祉の増進を目的とする制度であるが、一部の住宅においては、非常に応募倍率が高い状況が継続しており実質的に入居が制限されているといえるため、生活困窮者への住宅供給という制度目的が十分果たされていない。

更に、いくつかの障害者支援施設では、限られた定員数の中、退所する人が少ないため新たな入所希望者が簡単に入所できない状況がある。機会の公平性の観点から、他の県有施設の転用あるいは民間施設を含めた入所者の調整を行うことも検討すべきである。